

令和4年度 第7回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

令和4年10月27日（木） 午後2時 開議
宮古島市役所庁舎 3階 会議室①

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（令和4年度第6回定例会）
- 日程第3 報 告 教育長報告
- 日程第4 議案第26号 宮古島市立図書館運営規則の一部改正について
- 日程第5 議案第27号 宮古島市立学校職員服務規程の一部改正について
- 日程第6 議案第28号 宮古島市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 日程第7 議案第29号 宮古馬保存利活用計画策定委員会設置要綱の制定について
- 日程第8 議案第30号 宮古島市文化財保存活用地域計画作成協議会設置要綱の制定について
- 日程第9 そ の 他

議案第26号

宮古島市立図書館運営規則の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和4年10月27日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

電子図書館導入に伴い、関係規定を改正する必要があるため、本案を提案します。

別 紙

宮古島市立図書館運営規則の一部を改正する規則

宮古島市立図書館運営規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

第3条中第12号を第13号とし、第5号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 電子図書館に関すること。

第12条の見出しを「（図書館資料の貸出数及び貸出期間）」に改め、同条第1項を次のように改める。

図書館資料の貸出数及び貸出期間は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときは、貸出数を別に指定することができる。

(1) 個人貸出し

資料名	貸出数	貸出期間
図書・雑誌	10冊以内	14日以内
紙芝居	2冊以内	14日以内
大型絵本・大型紙芝居	1冊	14日以内
視聴覚資料	2点以内	14日以内
保育資料	1点	14日以内
電子図書	2点以内	7日以内

(2) 団体貸出し

資料名	貸出数	貸出期間
図書・雑誌	50冊以内	1か月以内
紙芝居	10冊以内	1か月以内
大型絵本・大型紙芝居	2冊以内	1か月以内
視聴覚資料	5点以内	1か月以内
保育資料	2点以内	1か月以内
電子図書	5点以内	7日以内

第16条を次のように改める。

(移動図書館の貸出数及び貸出期間)

第16条 移動図書館の貸出数及び貸出期間は、次のとおりとする。

資料名	貸出数	貸出期間
図書・雑誌	5冊以内	次の巡回日まで
紙芝居	2冊以内	次の巡回日まで

第19条第1項の表を次のように改める。

係	職
庶務係 奉仕係	館長、主幹、補佐、係長、調整官、主査、主任主事、主事

第19条第2項を削る。

第20条の表奉仕係の項中第15号を第16号とし、第5号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 電子図書館に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第27号

宮古島市立学校職員服務規程の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和4年10月27日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

出退勤管理システムにより教職員一人ひとりの時間外勤務状況を客観的に把握し、長時間勤務の解消に向けた取り組みを推進するためには、宮古島市立学校職員服務規程の一部を改正する必要があるので、本案を提案します。

別 紙

宮古島市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

宮古島市立学校職員服務規程（平成17年宮古島市教育委員会訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（出勤時刻及び退勤時刻の記録等）

第7条 職員は、定刻までに出勤し、自ら出退勤管理システムに出勤時刻を記録しなければならない。ただし、教育長が指定する職員にあっては、定刻までに出勤したときは、自ら出勤簿（様式第4号）に押印しなければならない。

2 職員（前項ただし書に規定する職員を除く。第4項において同じ。）は、退勤しようとするときは、退勤時刻を出退勤管理システムにより自ら記録しておかなければならない。

3 校長は、前2項の規定による出退勤管理システムの記録及び出勤簿を確認しなければならない。

4 職員は、研修、出張、職務に専念する義務の免除等の場合は、その旨を出退勤管理システムに記録しておかなければならない。

5 第1項ただし書に規定する職員の出勤簿は、校長が指定する職員が必要な事項を出勤簿に記載し、整理しておかなければならない。

6 教育長は、必要と認めるときは、校長に対し、出退勤管理システムによる記録又は出勤簿の提出を求め、検査することができる。

第8条第1項中「第43号」の次に「。以下「県条例」という。」を加える。

第13条を次のように改める。

（休暇の取扱い）

第13条 職員は、休暇（県費負担職員にあっては県条例に、市費負担職員にあっては宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年宮古島市条例第38号）に規定する休暇をいう。）を受けようとするときは、あらかじめ、出退勤管理システム（教育長が指定する職員にあっては、休暇処理簿）によりその手続をとらなければならない。

2 職員は、疾病、災害その他やむを得ない理由により事前に休暇の手続をと

れないときは、速やかに電話、伝言等により連絡し、事後直ちに出席管理システム（教育長が指定する職員にあっては、休暇処理簿）により、前項の規定によるその事由を付して承認を受けなければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

議案第28号

宮古島市文化財保護審議会委員の委嘱について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

令和4年10月27日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

宮古島市文化財保護審議会委員について、民俗及び無形文化財に関する知識を有する者を委員として委嘱する必要があると、宮古島市文化財保護条例第4条の規定により、委員として委嘱したいので、本案を提出します。

宮古島市文化財保護審議会委員

任期:自 令和4年 5月 1日
至 令和6年 4月 30日

	氏名	住所	専門区分	備考	委嘱
1	シモジ カズヒロ 下地 和宏		考古	宮古島市史編さん委員長	現
2	サトウ ノコ 佐藤 宣子		植物	宮古島市 市史編さん嘱託員	現
3	キンジョウ トオル 金城 透		考古	沖縄県立宮古高校 校長	現
4	ナカチ クニヒロ 仲地 邦博		動物	宮古野鳥の会会長	現
5	ガナハ サトル 我那覇 念		歴史	元沖縄県立浦添高 等学校校長	現
6	ナカマ アキノリ 仲間 明典		郷土史	元市議会議員、元伊 良部町企画室長	現
7	シマダ ゴウ 島田 剛		海洋	宮古島市水産課	現
8	シモジ ケツオ 下地 達男		民俗	福里クイチャー保 存会会長	新
9	ナカマ ノブエ 仲間 伸恵		無形文化財	琉球大学 准教授	新

* 下地達男委員、仲間伸恵委員は、令和4年11月1日が任期の開始時期となり、宮古島市文化財保護審議会条例第5条第1項の規定に基づき、任期は2年とあることから令和6年10月31日までを任期といたします。

議案第29号

宮古馬保存利活用計画策定委員会設置要綱の制定について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和4年10月27日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

沖縄県指定天然記念物である宮古馬の計画的な繁殖や繁殖場所の整備、活用の方法などをまとめた計画を策定するためには、策定委員会を設置する必要があるため、本案を提案します。

別 紙

宮古馬保存利活用計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 宮古馬保存利活用計画（以下「計画」という。）を策定するため、宮古馬保存利活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 宮古馬の保存・育成に関すること。
- (2) 宮古馬の利活用（観光、教育、医療、福祉等）に関すること。
- (3) 宮古馬の施設整備に関すること。
- (4) その他宮古馬に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 宮古馬保存会会員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が置かれていないときは、教育長が招集する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる

(関係者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは関係者の委員会への出席を求め、又は必要な資料の提供を依頼することができる。

(庶務)

第9条 委員会に関する庶務は、生涯学習部生涯学習振興課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

議案第30号

宮古島市文化財保存活用地域計画作成協議会設置要綱の制定について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和4年10月27日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

文化財保護法第183条の3第1項に基づき文化財保存活用地域計画を作成するには、同法第183条の9第1項に基づき協議会を設置し、意見を聴取する必要があるため、本案を提案します。

別 紙

宮古島市文化財保存活用地域計画作成協議会設置要綱

(設置)

第1条 宮古島市文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）を作成するため、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の9の規定に基づき、宮古島市文化財保存活用地域計画作成協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、地域計画の作成に関する協議を行う。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とする。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が置かれていないときは、教育長が招集する。

(議事)

第7条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができな

い。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは関係者の協議会への出席を求め、又は必要な資料の提供を依頼することができる。

(庶務)

第9条 協議会に関する庶務は、生涯学習部生涯学習振興課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。